

金文通解

吳虎鼎

松 井 嘉 德

キーワード 西周金文 宣王標準器 土地境界設定

器名 吳虎鼎

時代 西周後期(宣王)

後に述べるように、銘文中に「鬻(申)刺(厲)王令(厲)王の命を申^{かき}ね」とあることから、本器は厲王を繼いだ宣王あるいは幽王期のものとなる。『史記』十二諸侯年表によれば、宣王の治世は前八二七年から前七八二年の四六年間、幽王の治世は前七八一年から前七七一年の十一年間であり、本器の紀年「十又八年」が宣王の在位十八年であると確定できる。この點に關して各著録・考證に異論はない。

出土

一九九二年、陝西省西安市長安區申店郷徐家寨(長安縣城南約二キロ)で出土。黒河引水工事中に掘り出されたために、出土狀況は不詳。

收藏 長安博物館(陝西省西安市)

著録略稱

近出：劉雨・嚴志斌『近出殷周金文集録』(中華書局、二〇〇二年)、364

新收：鐘柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華『新收殷周青銅器銘文暨器影匯編』(藝文印書館、二〇〇六年)、709

銘圖：吳鎮烽『商周青銅器銘文暨圖像集成』(上海古籍出版社、二〇一二年)、2446

田曉利『長安瑰寶』(世界圖書出版公司、二〇〇二年)(未見)

考釋

①李學勤「吳虎鼎考釋」夏商周斷代工程考古學筆記(『考古與文物』一九九八年第三期)のち『夏商周年代學札記』遼寧大學出版社、一九九九年。『新出青銅器研究(增訂版)』人民美術出版、二〇一六年に再録)

②穆曉軍「陝西長安縣出土西周吳虎鼎」(『考古與文物』一九九八年第三期)

③周曉陸・穆曉軍「吳虎鼎銘録」(『考古與文物』一九九八年第三期)

④張培瑜・周曉陸「吳虎鼎銘紀時討論」『考古與文物』一九九八年第三期)

⑤『考古與文物』編集部「吳虎鼎銘座談紀要」『考古與文物』一九九八年第三期) 王輝、張懋鎔、周曉陸・穆曉軍、曹璋

⑥李學勤「吳虎鼎研究的補充」(『夏商周年代學札記』、前掲)

⑦松井嘉徳「吳虎鼎銘考釋―西周後期、宣王朝の實像を求めて」(『史窗』第六二號、二〇〇四年)

⑧高澤浩一「近出殷周金文考釋」第二集(研文出版、二〇一三年)

參考文獻

⑨唐蘭「作册令尊及作册令彝銘文考釋」(『國立北京大學國學季刊』四卷一期、一九三四年。のち『唐蘭先生金文論集』紫禁城出版社、一九九五年に再録)

⑩唐蘭「西周銅器斷代中的“康宮”問題」(『考古學報』一九六二年第一期。のち『唐蘭先生金文論集』に再録)

⑪林巳奈夫「殷周時代青銅器の研究―殷周青銅器綜覽一」(吉川弘文館、一九八四年)

⑫林巳奈夫「春秋戰國時代青銅器の研究―殷周青銅器綜覽三」(吉川弘文館、一九八九年)

⑬張培瑜『中國先秦史曆表』(齊魯書社、一九八七年)

⑭張培瑜『三千五百年曆日天象 合朔滿月表』(河南教育出版社、一九九〇年。のち大象出版社、一九九七年)

⑮夏商周斷代工程專家組『夏商周斷代工程一九九六―二〇〇〇年階段

成果報告 簡本』(世界圖書出版公司、二〇〇〇年)

⑯彭裕商『西周青銅器年代綜合研究』(巴蜀書社、二〇〇三年)

⑰陝西省考古研究院「梁帶村芮國墓地：二〇〇七年度發掘報告」(文物出版社、二〇一〇年)

器制

通高41cm、口徑40cm。耳高7.9cm、耳寬9.5cm、足高18cm、足徑4cm、壁厚0.5cm。重15.4kg。

深腹半球形、立耳、平折沿、蹄足。

⑱彭裕商はD型(半球形腹円鼎)Ⅱ式に分類し、宣王期前後に流行したとする。

口沿下に夔鳳紋に變形した竊曲紋と一道の弦紋。腹底三足の間に二道の弦紋三組。

一足が脱裂しているが、「早年」に鑄掛られており、その際の銅片が残存。

口沿下に長さ24cmの斷裂がある。

鼎底に分厚い煤が付着し、紋様等にも煤の痕跡がある。この器が嘗て實用に供されていたことを示しているが、その時期についての判断は示されていない。

銘文

一九九七年の除錆作業により発見された。内壁に十六行、一六五字(重文二)



佳(唯) 十又八年十又三月既

生霸丙戌、王才(在) 周康宮禕(夷)

宮、簡(道) 入右吳虎、王令(命) 善(膳) 夫

豐生・嗣工雝(雍) 毅、黼(申) 刺(厲) 王令(命)、

取吳益舊彊(疆)、付吳虎、厥北疆(疆)、

涵人眾彊(疆)、厥東疆(疆)、官人眾

彊(疆)、厥南疆(疆)、單人眾彊(疆)、厥西

彊(疆)、蒼姜眾彊(疆)、厥盪(俱) 履弄(封)、豐

生・雝(雍) 毅・伯簡(道)・内(芮) 嗣土寺奉、

吳虎揅(拜) 頤(稽) 首天子休、賓善(膳)

夫豐生章(璋)・馬匹、賓嗣工雝(雍)

毅章(璋)・馬匹、賓内(芮) 嗣土寺奉

璧・琬、書尹友守史田、賓史

奉(賁) 韋(翰) 兩、虎揅(拜) 手頤(稽) 首、敢對

凱(揚) 天子不(丕) 顯魯休、用乍(作) 朕皇

且(祖) 考庚孟隣鼎、其子々孫々、永寶。

以下、銘文の考釋を行うが、参照する青銅器銘の引用に際しては、銘圖の著録番號・斷代案、ならびに⑪林・⑫林の斷代案を付す。ただし、西周期の青銅器銘については「西周」を省略し、銘圖の早期は前期、晩期は後期に改めた。

銘文考釋

佳(唯) 十又八年十又三月既生霸丙戌、

⑬張培瑜によれば、宣王十八(前八一〇)年十二月は戊寅15朔、十三月は丁未44朔、十九年一月は丁丑14朔となる。本銘の「十又三月既生霸丙戌23」は⑬張培瑜の宣王十八年十三月には入らず、前月十二月あるいは十九年一月に入りうる。

⑭李學勤は、同じく宣王期に屬する克鐘(15292～15296・後期、Ⅲ)の「十又六年九月初吉庚寅27」がやはり宣王十六(前八一二)年の九月(庚申57朔)に入らず、その前後の八月(辛卯28朔)と十月(庚寅27朔)に入りうることを指摘し、⑬張培瑜が實際の曆譜と一ヶ月ずれていると主張する。

⑮夏商周斷代工程專家組は、それを承けてか、この紀年が宣王十八年十二月(丁丑14朔)、⑬張培瑜の一九年正月)の丙戌23であり、既生霸の範圍に入りうるとする。

⑯張培瑜・周曉陸は、⑬張培瑜を参照しつつ、彼らが宣王期のものと考えた師獸簋(5363・後期)「王元年正月初吉丁亥」、叔專父盃(5657～5660・後期、ⅢA)「王元年……六月初吉丁亥」、鄧簋(5312～5343・後期)「一年正月初吉……丁亥」、史頌簋(5259～5267・後期、ⅢB)「三年五月丁巳」、頌壺(12451～12452・後期、ⅢB)「三年五月既死霸甲戌」(頌簋5390～5397・後期、ⅢB)、「同銘」(兮甲盤14539・後期、ⅢB)「五年三月既死霸庚寅」、五年琿生簋(5340・後期、Ⅲ

A)「五年正月乙丑」(實際には己丑)、六年琿生簋(5341・後期)「六年四月甲子」、師殘簋(5381～5382・後期、ⅢB)「十又一年九月初吉丁亥」、號季子白盤(14538・後期)「十又二年正月初吉丁亥」、克鐘/罇(15814・後期)「十又六年九月初吉庚寅」、此鼎/簋(2484～2486/5354～5361・後期(宣王世)、ⅢA)「十又七年十又二月既生霸乙卯」、越鼎(2479・後期(厲王世))「十又九年四月既望辛卯」、鬲攸從鼎(2483・後期、ⅢB)「卅又一年三月初吉壬辰」、晋侯蘇鐘(15298～15313・後期(厲王世))「王卅又三年……正月初吉戊寅……二月既望癸卯(實際には既死霸王寅)……六月初吉庚寅……丁亥……庚寅」の紀年を検討し、共和の十四年間が宣王治世に含まれる可能性を主張する。その場合、吳虎鼎銘の「十又八年」は前八二五年と考え、⑬張培瑜の当該年には閏月がないために「十又三月既生霸丙戌23」は翌年・前八二四年一月(甲戌11朔)の十三日となると主張する。

王才(在) 周康宮俾(夷)宮、衛(道)入右吳虎、

「周康宮俾(夷)宮」は岐周にあった夷王の宮廟。俾王の名は仲奭父簋銘(5199～5200・後期)、迷盤銘(14543・後期(宣王世))にみえるが、迷盤の出現によって俾王が夷王であることが確實になった。迷盤銘については、馬越靖史「金文通解 逸盤」(『漢字學研究』第二號、二〇一四年)を参照。「周康宮俾宮」は此鼎/簋銘にみえているが、ほかに鬲攸從鼎/鬲從簋銘(5335・後期)に「周康宮俾大室」、成鐘銘(15264・後期(厲王世))に「周康俾宮」という表現がみえる。『史

記」魯周公世家に「宣王……乃立稱於夷宮、是爲孝公」とあり、集解・韋昭注は「夷宮者、宣王祖父夷王之廟。古者爵命必於祖廟」と解釋する。

①李學勤は、道入（内）を人名と考え、下文の「伯道内」と同一人物であると主張するが、同一人物の「名」が「入」と「内」に書き分けられているとの主張には無理があるだろう。右者が受命者を儀禮の場に導くことを「入右受命者」【入りて受命者を右く】と表現する事例は多数ある。本銘もまた「道入りて呉虎を右け」と読み、道（伯道）は儀禮の右者たる人名と考えてよい。伯道が道と省略されうること、伯蘇鼎銘（1900・前期）「伯蘇作召伯父辛寶匱鼎」【伯蘇、召伯父辛の寶匱鼎を作る】の伯蘇が、蘇爵銘（869・前期）「蘇作召伯父辛寶匱彝」【蘇、召伯父辛の寶匱彝を作る】では蘇と記される事例と同じである。

①李學勤は作器者呉虎の「呉」を氏族名とせず、これを官名の「虞」、すなわち『周禮』地官の山虞・沢虞の類と主張する。その事例として同簋銘（5322～5323・中期）「王命同、左右呉大父、嗣場・林・呉（虞）・牧」【王、同に命ず。呉大父を左右け、場・林・虞・牧を嗣れ】の呉大父を挙げるが、この銘文から呉大父の「呉」が官名であることは證明できない。號叔大父鼎銘（1396・後期）・魯伯大父簋銘（4861～4863・春秋前期、春秋Ⅰ）・曾仲大父匜簋銘（5228～5229・後期）・筍伯大父罍銘（5606・後期）などの事例から考えれば、呉大父の「呉」もまた氏族名であってかまわない。「呉」を官名とする李氏は、呉虎の氏族名を本器末にみえる作器對象「朕皇祖考庚孟」の「庚」とするが、作器對象たる庚孟の名は呉彭父簋銘（4914～4916・後期）「呉彭

父作皇祖考庚孟罍簋、其萬年、子々孫々、永寶用」にもみえている。⑦松井で主張したように、呉虎と呉彭父は同一人物の稱謂のバリエーションにおさまり、「呉」を氏族名とすることは可能である。

しかしながら、膳夫吉父鼎銘（3078・後期）などにみえる膳夫吉父の稱謂を参照すれば、①李學勤が主張するように、呉虎（呉彭父）の「呉」が官名である可能性を完全に排除することもできない。ここでは、呉彭父簋銘が一族内での祖先祭祀を念頭においた短銘であり、そこであえて官名を用いる必然性がないと考えられることから、呉虎（呉彭父）の「呉」を、官名ではなく、氏族名とみなすこととする。

王令（命）善（膳）夫豊生・嗣工雝（雍）毅、臚（申）刺（厲）王令（命）、取呉益舊彊（疆）、付呉虎、

膳夫豊生・嗣工雍毅兩名はともに初見。膳夫は、例えば大克鼎銘（2513・中期後段（孝王世）、ⅢB）「王呼尹氏、册命膳夫克、王若曰、克、昔余既命汝、出納朕命」【王、尹氏を呼び、膳夫克に册命せしむ。王若く曰く、克よ、昔、余既に汝に命じ、朕が命を出納せしむ】とあるように、王命の出納を掌る官。嗣工は嗣土・嗣馬とともに参有嗣の一。

刺王の「刺」字が「厲」字に通じることが⑬⑭唐蘭の主張するところであったが、迷盤銘に考王（孝王）・僖王（夷王）に続いて刺王の名が記されていることから、刺王が厲王であることが確実となった。現王が先王の命を申ねて命ずることは、たとえば師稜簋銘「王若曰、

師發、在昔、先王小學汝、汝敏可使、既命汝、更乃祖考、嗣小輔、今余佳齏烹乃命、命汝嗣乃祖舊官小輔眾鼓鐘】王若く曰く、師發よ、在昔、先王、汝を小學せしめたまうに、汝敏にして使う可し、既に汝に命じ、乃が祖考を更ぎ、小輔を嗣らしめたり。今、余佳れ乃が命を申稟ね、汝に命じて乃が祖の舊官せる小輔と鼓鐘とを嗣らしむ】などの事例がある。本銘は宣王が先代厲王の舊命を申ねて命ずるものである。

「取吳益舊疆、付吳虎」の吳益は人名。吳益の「吳」について、①李學勤は吳虎と同様、これを官名の「虞」とし、吳益から吳虎へと虞官が世襲されていたのであらうと主張するが、先に述べたように、「吳」は氏族名でかまわない。吳益と吳虎の續柄はわからないが、同族であった可能性もあらう。

「取」字は左半分が不明瞭であり、近出・新収・①李學勤は「取」字に釋し、銘圖・③周曉陸・穆曉軍、⑤「吳虎鼎銘座談紀要」の張懋鎔、周曉陸・穆曉軍は「付」字に釋している（「取」「付」兩字の字形については下圖『古文字類編 增訂本』（上海古籍出版社、二〇〇八年）を参照）。⑤「吳虎鼎銘座談紀要」張懋鎔はこの部分を、もと吳益に屬していた土地を吳虎に授與する（把原屬於吳益的土地授予吳虎）と解釋するが、最初の「付」字を付屬の「付」と解釋するには無理がある。また⑤「吳虎鼎銘座談紀要」周曉陸・穆曉軍は、厲王のときに與えられていた吳益の舊疆を宣王が「申付」したと解釋するが、銘文は「申厲王命」であって、「申付」ではない。「取」と釋してよいか必ずしも確證があるわけではないが、厲王の舊命を申ねて確認した宣王によって、吳益の舊領が吳虎へと賜與されたと考えてよいだらう。



厥北疆（疆）、涵人眾疆（疆）、厥東疆（疆）、官人眾疆（疆）、
厥南疆（疆）、畢人眾疆（疆）、厥西疆（疆）、荈姜眾疆（疆）、

吳虎に與えられた土地の境界設定をいう。吳虎鼎銘に記載された土地賜與の手續きについては⑦松井に專論がある。議論の詳細はそれに

譲り、ここでは土地の境界設定の手續きを簡単に確認することとする。

①李學勤が指摘しているように、土地の境界が北↓東↓南↓西の順に示されるのは、五祀衛鼎銘(2497・中期前段(共王世)、II B)「井伯・伯邑父・定伯・琫伯・伯俗父酒講、使厲誓、酒命參有嗣、嗣土邑人逋・嗣馬頰人邦・嗣工附矩、内史友寺芻、帥履裘衛厲田四田、迺舍寓于厥邑、厥逆疆冢厲田、厥東疆冢散田、厥南疆冢散田冢政父田、厥西疆冢厲田、邦君厲冢付裘衛田」【井伯・伯邑父・定伯・琫伯・伯俗父すなわち講り、厲をして誓わしむ。すなわち參有嗣・嗣土邑人逋・嗣馬頰人邦・嗣工附矩、内史の友たる寺芻に命じ、帥いて裘衛の厲の田四田を履ましむ。すなわち寓をその邑に舍す。その逆疆は厲の田に冢おまび、その東疆は散の田に冢び、その南疆は散の田と政父の田とに冢び、その西疆は厲の田に冢おまぶ】が土地の境界を逆(北)↓東↓南↓西と示すのと同じ。

五祀衛鼎銘において「冢」字は「およぶ」、すなわち土地の四周がそれぞれ厲、散、散と政父、厲の「田」と境界を接していることを示している。本銘の「冢」字についても、①李學勤は五祀衛鼎銘と同じく、土地の四周がそれぞれ涵人・官人・畢人・荃姜の土地と境界を接しているとして解釋する。⑤「吳虎鼎銘座談紀要」周曉陸・穆曉軍もほぼ同様の理解を示しているが、五祀衛鼎銘を参照すれば、その場合には「厥北疆冢涵人、厥東疆冢官人、厥南疆冢畢人、厥西疆冢荃姜」と記録されるべきである。銘文の字數に制限があるなか、あえて「厥北疆、涵人冢疆」のように「疆」字を二重重ねる必要はないだろう。また⑧(高澤浩一は「冢」は及び(竝列)の意。疆は疆。境と同意で、その

土地を指す」とするが、文意がとれない。本銘「涵人冢疆」・「官人冢疆」・「畢人冢疆」・「荃姜冢疆」の「冢」字は五祀衛鼎銘後段に「邦君厲冢付裘衛田、厲叔子夙、厲有嗣鬻季・慶癸・幽表・荊人敢・井人倡犀」【邦君厲が冢おまに裘衛に田を付すは、厲の叔子夙、厲の有嗣申季・慶癸・幽表・荊人敢・井人倡犀なり】とある「冢」字と同様、「ともに」と訓ずべきであり、「疆」字は永孟銘(2330・中期、II)「公迺命鄭嗣土函父・周人嗣工眉・丕史師氏邑人奎父・畢人師同、付永厥田、厥率履、厥疆宋句」【公すなわち鄭嗣土函父・周人嗣工眉・丕史師氏たる邑人奎父・畢人師同に命じて、永にその田を付せしむ。その率ともに履み、その疆するは宋句】の「疆」字と同じく、境界設定を意味する動詞とすべきであろう。

本銘は、吳虎に與えられた土地の境界設定において、北側の境界設定では涵人が關與し、東側では官人、南側では畢人、西側では荃姜が關與したことを記録したものであろう。永孟銘の周人嗣工眉や邑人奎父・畢人師同という人名を參照すれば、本銘で土地の境界設定に關わった涵人・官人・畢人・荃姜はそれぞれ「地名」に由来する可能性があるが、何故、彼らがこの土地の境界設定に關與しえたのかは不明とせざるをえない。

①李學勤は荃姜の荃を鎬京と考え、⑤「吳虎鼎銘座談紀要」王輝は、畢人の畢を文王・武王・周公旦の墓が営まれたとされる畢、荃姜の荃を荃京とし、吳虎に與えられた土地が現在の西安市長安區鎬京郷から阿房宮郷一帯であろうとする。⑤「吳虎鼎銘座談紀要」周曉陸・穆曉軍もほぼ同様に、現在の西安市長安區の西部あるいは西南部であろう

と考えている。これらの解釋は土地の四周が涵人・官人・畢人・荃姜らの土地に接しているとの解釋を前提としたものであるが、先に述べたように、本銘は土地の境界設定にこれらの人物が関わったことを記録するのみであり、そこから土地の所在地を推定することには議論の飛躍があろう。

厥盟(俱)履弄(封)、豊生・雒(雍)毅・伯衛(道)・内(芮)嗣土寺奉、

封は土地の境界標識。矢から散への土地移譲を記録する散氏盤銘(14592・後期、Ⅱ)「履自瀆、涉以南、至于大沽一封、以陟二封、至于邊柳」【履むに瀆自りし、涉りて以て南し、大沽に至りて一封す。以て陟りて二封し、邊柳に至る】に土地の境界設定(「履」)に際して「一封」「二封」したことが記されている。「履」字については、横大路綾子「古文字学研究文献提要 裘錫圭『西周銅器銘文中的「履」、ならびに佐藤信弥「金文学入門 裘錫圭『西周銅器銘文中的「履」』を例として」(いずれも『漢文学研究』第三號、二〇一五年)を参照。

豊生・雍毅は先に王命を承けて呉虎に土地を賜與した膳夫豊生と嗣工雍毅、伯道は呉虎の右者をつとめた道。内(芮)嗣土寺奉について、①李學勤はこれを「伯道内」所屬の嗣徒とし、さらに膳夫豊生と嗣工雍毅もまた朝廷の膳夫・嗣工ではないと主張するが、土地の境界設定に王官が関わることは先に引いた五祀衛鼎銘の「參有嗣、嗣土邑人・嗣馬頰人邦・嗣工附矩、内史友寺芻」などの例がある。

内(芮)嗣土という官名は初見。永孟銘に鄭嗣土函父という人物が登場しており、鄭嗣土とは嗣土に地名の鄭が冠せられた官名であると考えられる。芮嗣土も鄭嗣土と同様、芮の土地に関わる職掌をもつ官名であると考えてよいだろうが、何故に今回の土地賜與に関わるのかは判然としない。近年、芮国故地近郊とされる陝西省韓城市梁帶村の302號墓から、畢伯克鼎銘(3273・後期)「畢伯克肇作朕丕顯皇祖受命畢公鬻彝」【畢伯克、肇に朕が丕顯なる皇祖、受命せる畢公の鬻彝を作る】が発見され、西周晚期、畢と芮に何らかの関わりがあったであろうことを示唆している。本銘に畢人と芮嗣土が同時に登場することと關係するのだろうか。

またここで注意すべきは、土地の境界設定に関與した膳夫豊生・嗣工雍毅・伯道・芮嗣土寺奉のうち、伯道のみがその返禮の對象となっていないことである。かつて⑦松井でも指摘したが、伯道とは呉虎(呉彭父)と同様に呉一族に屬しており、呉伯家(呉一族の大宗)として呉益の舊疆を呉虎に賜與する儀禮の右者をつとめ、さらにはその土地の境界設定にも關與した可能性を考えておくべきであろう。この推測が當を得ているとすれば、呉虎(呉彭父)さらには呉益の「呉」が氏族名である證左となろう。

呉虎掾(拜)頤(稽)首天子休、賓善(膳)夫豊生章(璋)・馬匹、賓嗣工雒(雍)毅章(璋)・馬匹、賓内(芮)嗣土寺奉璧・瑗、

土地の賜與、ならびに境界設定に對する吳虎からの返禮品。境界設定に立ち會つた人物に對して土地の受領者が返禮（「賓」）することは、大簋銘（G344～G345・後期、III B）「豕以睽履大賜里、大賓豕害璋・馬兩、賓睽害璋・帛束」【豕は睽とともに大の賜わりし里を履む。大、豕に害璋・馬兩を賓り、睽に害璋・帛束を賓る】に例がある。大簋銘では、大に賜與された土地の境界設定に關つた（膳夫）豕と睽がそれぞれ大からの返禮品を受けている。

この部分の拓本は不明瞭で返禮品の詳細は必ずしもあきらかではないが、近出・新出・銘圖の釋文に従い、膳夫豊生と嗣工雍毅にはそれぞれ璋・馬匹が贈られたとしておく。大簋銘においても璋と馬の組み合わせが確認できる。これに對して、芮嗣土寺奉への返禮品については釋文・句讀を含めて解釋が分かれている。①李學勤は「賓内嗣土寺奉復（覆）・爰（媛）」、③周曉陸・穆曉軍は「賓内嗣土寺奉璧、爰書尹友守史」と釋し、近出は①李學勤と同じ、新出は「賓内嗣土寺奉璧爰」とするが句讀が示されておらず、銘圖は「賓内嗣土寺奉璧、爰書尹友守史」とする。「芮嗣土寺奉」に續く二文字については、次の句をみたらうで改めて判斷する必要がある。

書尹友守史由、賓史奉（賁）韋（韜）兩、

史による土地賜與の記録と、それに對する返禮品をいう。格伯から柶生への土地移讓を記録した柶生簋銘（G307～G310・中期、III A）に「厥書史猷武」【その書するは史猷武】と史が土地移讓の記録に關

與していたことが記されている。また散氏盤銘「厥左執纒、史正仲農」【その纒を左執するは、史正たる仲農なり】も史が土地移讓に關つていたことを傳えている。

「尹友守史由」は尹氏の同僚たる史由をいうのであろう。史由の「由」字を③周曉陸・穆曉軍、近出・銘圖は「迺」字に釋し下旬に屬さしめるが、ここでは史の名と考えておく。「友守」の語は大鼎銘（G465～G467・後期、III A）「大以厥友守」【大、その友守を以う】にみえており、師農鼎銘（G481・中期）「鄭人膳夫・官守友」の「官守友」もこれに類したものであろう。さらに膳夫克盨銘（G528・後期、III B）「王命尹氏友史趨、典善夫克田人」【王、尹氏友たる史趨に命じ、膳夫克の田人を典せしむ】には、尹氏友史趨が膳夫克の「田人」の記録に關わっていたことを傳えている。

先にみたように、銘圖と③周曉陸・穆曉軍は「爰書尹友守史」と釋すが、「爰書」の語は漢代木簡史料にみえるものの、西周期の青銅器銘では確認できない。柶生簋銘「厥書史猷武」を参照すれば、「書」一字で動詞としてよいだろう。従って、「芮嗣土寺奉」に續く二文字については、これを彼への返禮品と考え、とりあえずは璧と媛と解釋しておく。

史に贈られた「奉（賁）韋（韜）兩」は、飾りのある韞韞二枚。三年裘衛盃銘（14800・中期前段（共王世）、III）「應奉（賁）兩・奉（賁）韋（韜）」、あるいは河南省平頂山市應國墓地50號墓から出土した匍盃銘（14791・中期）に「束（束）應奉（賁）韋（韜）兩」の用例がある。

虎捧（拜）手頤（稽）首、敢對鬻（揚）天子不（丕）顯魯休、
用乍（作）朕皇且（祖）考庚孟罍鼎、其子々孫々、永寶。

現代語譯

（宣）王の在位十八年三月既生霸丙戌の日。王は周の康宮夷宮にお
でましになられた。

銘文文末の假辭。先に指摘したように、作器對象たる皇祖考庚孟は
呉彭父簋銘「呉彭父作皇祖考庚孟罍簋」にもみえており、本器の呉虎

（伯）道は呉虎を儀禮の場に先導した。王は膳夫豊生・嗣工雍毅に、
呉益の舊領を呉虎に與えよ、と命ぜられた。

と呉彭父は同一人物であろうと考えられる。しかしながら①李學勤も
指摘するように、「皇祖考」に庚孟といった「名」が接續する事例は、
仲再父簋銘「皇祖考夷王監伯」を除けば殆ど存在していない。李學勤
は呉虎の祖考がともに庚孟と呼ばれていた可能性と、祖考と庚孟が別
人であった可能性を考えているが、ここでは祖考いずれかの名である
うと推測するにとどめておく。

その南境は畢人がともに確認し、その西境は蒼姜がともに確認した。
彼らとともに境界を確認したのは（膳夫）豊生・（嗣工）雍毅・伯道・
芮嗣土寺奉であった。
呉虎は天子の恩寵を拜したてまつり、膳夫豊生には璋・馬を賓り、
嗣工雍毅には璋・馬を賓り、芮嗣土寺奉には璧・琬を賓った。

訓讀

唯れ十又八年十又三月既生霸丙戌、王、周の康宮夷宮に在り。道入
りて呉虎を右く。王、膳夫豊生・嗣工雍毅に命ず。厲王の命を申ね、
呉益の舊領を取り、呉虎に付せ、と。その北疆は涵人眾に疆し、その
東疆は官人眾に疆し、その南疆は畢人眾に疆し、その西疆は蒼姜眾に
疆す。その俱に封を履むは、豊生・雍毅・伯道・芮嗣土寺奉。呉虎、
天子の休に拜稽首し、膳夫豊生に璋・馬匹を賓り、嗣工雍毅に璋・馬
匹を賓り、芮嗣土寺奉に璧・琬を賓る。書すは尹友守たる史由、史に
賁輪兩を賓る。虎、拜手稽首し、敢て天子の丕顯なる魯休に對揚し、
用て朕が皇祖考庚孟の罍鼎を作る。其れ子々孫々、永く寶とせん。

この経緯を記録したのは尹友守たる史由であり、史（由）には飾
りのある韎韜二枚を賓った。

（呉）虎は拜手稽首し、天子の恩寵に感謝し、わが皇祖考たる庚孟
の祭祀に供する鼎を作りました。
子々孫々まで、永く寶とするように。

（京都女子大學文學部教授）